

司法試験予備試験における試験用法文の取扱いについて

平成22年11月10日司法試験委員会決定

1 登載法令

法文に登載する予定の法令については、あらかじめ法務省ホームページに掲載して公表する。

2 参照条文

登載法令には参照条文は付さない。

3 印刷・配布

法務省において、予備試験用法文を印刷し、論文式試験及び口述試験の際に配布又は貸与する。